

八女市産前・産後育児家事支援事業のご案内

育児家事支援サポーターがご自宅を訪問し、育児又は家事の支援を行います

産前・産後育児家事支援事業とは

産前又は産後に体調不良等により育児又は家事を行うことが困難で、日中、家族等から育児又は家事の支援を受けることが難しい家庭に対して育児又は家事の支援を行うことにより、育児の不安又は家庭若しくは地域での孤立感の解消並びに妊産婦の身体的及び精神的な負担の軽減を図る事業です。

対象となる方

八女市に住所を有する母子健康手帳の交付を受けた妊婦又は生後1年未満の乳児を養育する者であって、次のいずれにも該当する方

- ①体調不良等により、育児又は家事を行うことが困難な方
- ②日中、家族等から育児又は家事の支援を受けられない方

利用期間

- ①妊婦：母子健康手帳の交付を受けた日から出産前まで
- ②養育者：出産後1年未満まで（例）お誕生日が4月1日の場合、翌年3月31日まで

利用回数

○1日1回で、1月4回を限度とします。

利用日時・場所

- 月曜日から土曜日まで（祝日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。）
- 午前9時から午後5時までの間における連続した3時間以内の時間
- 育児家事支援サポーターが訪問できる場所は、対象となる方の居宅のみです。
 - ※当該対象者が在宅でない場合は訪問できません。
 - ※育児家事支援サポーターの状況によっては、訪問の日時についてご希望にそえない場合がございます。

利用者負担

1時間当たり500円

（生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯の方は、1時間あたり100円）
※料金は直接市へ納付ください。



生活必需品の購入、その他のサポートを行う際に要した費用、移動のための交通費等
※料金は直接サポーターへお支払いください。

※生活保護世帯の場合は生活保護受給証明書、市民税非課税世帯の場合は世帯員の市町村民税非課税証明書（4月から6月までの間に利用する場合は前年度分の市町村民税非課税証明書）、妊婦の場合は母子健康手帳の写しを登録の際に利用登録申請書に添えて提出してください。ただし、証明すべき事実を公簿等によって確認することができる場合は、当該書類の提出を省略することができます。

登録から利用までの流れ

【①登録】

- 八女市産前・産後育児家事支援事業利用登録申請書を市長に提出してください。
- 利用登録が決定すれば、市から利用登録（承認・却下）決定通知書が送付されます。

※生活保護世帯及び市市民税非課税世帯の方は、必要書類も提出してください。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、当該書類の提出を省略することができます。



【②申し込み】

- 八女市産前・産後育児家事支援事業利用（変更）申込書を市長に提出してください。

※利用しようとする日の属する月の前月の初日から、利用しようとする日の3日（日曜日及び休日を除く。）前までに申し込んでください。



【③利用、支払い】

- 利用日当日、本事業の対象者であることを確認するため、サポーターに下記のものを提示してください。

①利用登録承認決定通知書

②母子健康手帳

- 利用後、納入通知書が自宅に送られてきますので、納入通知書に指定する納期限までに納付ください。

ご利用にあたっての注意点

キャンセル・変更・支払について

★キャンセル・変更については、事業を利用する日の前日（日曜日及び祝日等を除く。）の午後5時までに連絡して下さい。

★訪問先について

引越し等で住所が変更になる場合は、利用登録変更申請書をご提出ください。

市外に転出された場合は、本事業を利用できません。

★事業を利用した場合、利用後納入通知書を送付しますので、納入通知書に指定する納期限までに納付ください。

支援の内容

育児家事支援サポーターが訪問し、育児支援又は家事支援を行います。

育児支援	できること（例）	できないこと（例）
授乳の準備及び介助	<ul style="list-style-type: none">粉ミルクの調合哺乳瓶の洗浄、消毒、後片付け	<ul style="list-style-type: none">サポーターが一人でお子さんの世話をすること
おむつ交換	<ul style="list-style-type: none">おむつや衣類の交換おむつの後片付け	<ul style="list-style-type: none">サポーターが一人でお子さんの世話をすること
もく浴の介助	<ul style="list-style-type: none">着替えの準備ベビーバスの用意・後片付け赤ちゃんの拭き上げ、着替えの手伝い	<ul style="list-style-type: none">おへその消毒 ・つめ切り赤ちゃんを浴槽に入れての入浴（介助は可）サポーターが一人でお子さんの世話をすること
適切な育児環境の整備	<ul style="list-style-type: none">ベビー布団の用意、片付け、布団干し	
その他必要な育児支援	<ul style="list-style-type: none">保護者同伴での赤ちゃんの外出（病院受診の付き添い、健診、予防接種の付き添い）	<ul style="list-style-type: none">保護者同伴なしでのサポーターと赤ちゃんとの外出（病院、健診、予防接種の受診等）保護者の病院への付き添い冠婚葬祭等の付き添いサポーターが運転する車への同乗医療行為

家事支援	できること（例）	できないこと（例）
食事の準備及び後片付け	<ul style="list-style-type: none">簡単な調理（2品程）配膳、片付け、テーブル拭き	<ul style="list-style-type: none">特別な手間をかけて作る料理来客の対応（飲食や食事の手配）
衣類の洗濯及び補修	<ul style="list-style-type: none">衣類の洗濯、干す、たたむ簡単な衣類の補修（ボタン付け等）	<ul style="list-style-type: none">家庭用の洗濯機で洗えない大きな物、特別な手間をかけて洗う洗濯大量の洗濯、アイロンがけ
居室等の清掃及び整理整頓	<ul style="list-style-type: none">リビング、居間、寝室、台所、トイレ、風呂、洗面所、玄関等の簡単な掃除新聞、雑誌等の簡単な片付け	<ul style="list-style-type: none">特別な手間をかけてする掃除（大掃除、床のワックスがけ、浴室のカビ取り等）庭の掃除（水やり、剪定、草むしり等）
生活必需品の購入	<ul style="list-style-type: none">近隣のスーパー、コンビニなどで購入可能な食料・日用品の買い物（買い物リストを作成してください）	<ul style="list-style-type: none">日常生活必需品以外の買い物（出産祝い品、大型の買い物、大量の買い物等）
その他必要な家事支援	<ul style="list-style-type: none">シーツ交換布団干し	<ul style="list-style-type: none">ペットの世話（ペットのトイレ掃除等も含む）自動車の給油、洗車、清掃自営業等の仕事の手伝い

問い合わせ先

八女市こども家庭センター（八女市役所 子育て支援課 こども家庭係）

TEL 0943-24-8282

【令和6年4月1日現在】